

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 小堀 和弘

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期 日	時 間	場 所
狭山市	平成三十年八月二十七日 日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	市民会館駐車場
		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	農村環境改善セン ター駐車場
長瀬町	平成三十年八月二十八 日及び同月二十九日 及び同月三十一日	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	智光山公園正面駐 車場
		午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	長瀬町役場駐車場
横瀬町	平成三十年九月四日	午前十時から正午 まで	横瀬町総合福祉セ ンター駐車場
		午後一時から三時 まで	横瀬町活性化セン ター駐車場
横瀬町	平成三十年九月五日		

							秩父市		小鹿野町	皆野町
日	平成三十年九月二十一日	平成三十年九月二十日	平成三十年九月十九日	平成三十年九月十八日	平成三十年九月十四日	平成三十年九月十三日	平成三十年九月十一日	平成三十年九月十日	平成三十年九月六日及び同月七日	平成三十年九月六日及び同月七日
まで	午前十時から正午	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで
	尾田蒔公民館	福祉女性会館	秩父市役所吉田総合支所	高篠公民館	原谷公民館	影森公民館	大滝振興会館	小鹿野総合センター	小鹿野町役場両神庁舎	皆野町役場

朝霞市	志木市	ふじみ野市	和光市	富士見市	
平成三十年十月二十五日及び同月二十六日	平成三十年十月二十二日及び同月二十三日	平成三十年十月十八日及び同月十九日	平成三十年十月十五日	平成三十年十月十一日及び同月十二日	平成三十年九月二十六日
午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで及び午後一時から三時まで	午前十時から正午まで
朝霞市産業文化センター第二駐車場	志木市役所	ふじみ野市役所第二駐車場	大井総合支所駐車場	和光市役所駐車場	富士見市役所本庁舎前駐車場
					秩父市役所荒川総合支所
					いきがいセンター
					勤労者福祉センター
					大田公民館

新座市		
平成三十年十一月七日	平成三十年十一月六日	平成三十年十一月五日
午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで	午前十時から正午 まで及び午後一時 から三時まで
館 新座市立栗原公民	駐車場 新座市民会館第二	新座市立福祉の里